第七条

1　ＪＩＣＡが協力隊員を派遣する場合には、ジャマイカ政府は、交換公文及びこの協定の関連規定に基づき、協力隊員に対し、特権、免除及び便宜を与える。

2　ジャマイカ政府は、協力隊員に対し、ジャマイカにおいて同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関のボランティアに与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

第八条

1　(1)　ＪＩＣＡがジャマイカ政府に設備、機械及び資材を供与する場合には、ジャマイカ政府は、それらの設備、機械及び資材の輸入に関し、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証の取得要件を免除する。これらの設備、機械及び資材は、陸揚港において保険料及び運賃込みの条件でジャマイカ政府の権限のある当局に引き渡された時にジャマイカ政府の財産となる。

(2)　ＪＩＣＡがジャマイカ政府に設備、機械及び資材を供与する場合には、ジャマイカ政府は、それらの設備、機械及び資材の現地購入に関し、付加価値税を含む租税及び課徴金を免除する。

(3)　(1)及び(2)に規定する設備、機械及び資材は、両政府の権限のある当局間の別途の合意がない限り、第二条に規定する取決めに定める目的のために使用される。

(4)　(1)及び(2)に規定する設備、機械及び資材のジャマイカ内における輸送のための費用並びにそれらの交換、維持及び修理のための費用は、ジャマイカ政府が負担する。

2　(1)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及び協力隊員の任務の遂行に必要な設備、機械及び資材であってＪＩＣＡが取得するものは、両政府の権限のある当局間の別途の合意がない限り、ＪＩＣＡの財産とする。

(2)　ジャマイカ政府は、ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及び協力隊員に対し、(1)に規定する設備、機械及び資材の輸入に関し、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証の取得要件を免除する。

(3)　ジャマイカ政府は、ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及び協力隊員に対し、(1)に規定する設備、機械及び資材の現地購入に関し、付加価値税を含む租税及び課徴金を免除する。

第九条

ジャマイカ政府は、その指定する機関を通じ、ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の構成員と緊密に連絡を保つものとする。

第十条

1　(1)　日本国から派遣されてこの協定に基づく技術協力計画に関連してＪＩＣＡにより与えられる任務をジャマイカにおいて遂行する駐在員及び職員（以下、それぞれ「ＪＩＣＡ駐在員」及び「ＪＩＣＡ職員」という。）を置く海外事務所（以下「ＪＩＣＡ事務所」という。）をＪＩＣＡがジャマイカにおいて維持することができることが確認される。

(2)　ジャマイカ政府は、ジャマイカにおいて、ＪＩＣＡ事務所に法人格を付与する。特に、ＪＩＣＡ事務所は、次の能力を付与される。

(a)　契約すること。

(b)　不動産及び動産を取得し、及び処分すること。

(c)　訴えを提起すること。

2　ジャマイカ政府は、次の措置をとる。

(1)　(a)　ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族に対し、国外から送金される給与及び手当に対して又はこれらの給与及び手当に関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(b)　ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族に対し、次のものの輸入に関し、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証の取得要件を免除すること。

(i)　携帯荷物

(ii)　身回品及び家財

(iii)　ジャマイカに派遣されるＪＩＣＡ駐在員一名につき一台、ＪＩＣＡ職員一名につき一台、ＪＩＣＡ駐在員の家族につき一台及びＪＩＣＡ職員の家族につき一台の自動車

(c)　ジャマイカに自動車を輸入しないＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族に対し、当該ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族が自動車を現地購入する場合には、ＪＩＣＡ駐在員一名につき一台、ＪＩＣＡ職員一名につき一台、ＪＩＣＡ駐在員の家族につき一台及びＪＩＣＡ職員の家族につき一台の自動車に対して課される付加価値税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(d)　ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族に対し、(b)(iii)及び(c)に規定する自動車の登録料を免除すること。

(e)　ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族に対し、その任期中、ジャマイカに入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することを許可し、並びに外国人登録要件に係る手続に関し便宜を与えること。

(f)　ＪＩＣＡ駐在員及びＪＩＣＡ職員に対し、身分証明書を発給するとともに、国の安全、公の秩序又は公衆衛生に考慮を払いつつ、ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及び協力隊員を送迎するために空港及び海港に出入国手続地点を越えて入るための特別通行証を発給すること。

(g)　ジャマイカ以外の国において有効な自動車運転免許証を所持しているＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族に対するジャマイカの自動車運転免許証の発給について便宜を図ること。

(h)　ＪＩＣＡ駐在員及びＪＩＣＡ職員の任務の遂行に必要なその他の措置をとること。

(2)　(a)　ＪＩＣＡ事務所に対し、ＪＩＣＡ事務所の活動に必要な設備、機械及び資材（自動車を含む。）の輸入に関し、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証の取得要件を免除すること。

(b)　ＪＩＣＡ事務所に対し、ＪＩＣＡ事務所の任務の遂行に必要な設備、機械及び資材（自動車を含む。）の現地購入に関し、付加価値税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(c)　ＪＩＣＡ事務所に対し、(a)及び(b)に規定する自動車の登録料を免除すること。

(d)　ＪＩＣＡ事務所に対し、事務所の経費であって国外から送金されるものに対して又はこれに関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

3　2に規定する自動車が、その後ジャマイカ内において、租税（関税を含む。）の免除又は同様の特権を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、ジャマイカの法令に従い、当該自動車に対してそれらの租税（関税を含む。）が課される。

4　ジャマイカ政府は、ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族並びにＪＩＣＡ事務所に対し、ジャマイカにおいて同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関の駐在員、職員及びそれらの家族並びに事務所に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

5　ＪＩＣＡ事務所並びにその財産及び資産は、ＪＩＣＡ事務所が日本国政府の同意を得て免除を明示的に放棄した特定の場合を除き、ジャマイカ政府により、ジャマイカにおいてあらゆる形式の訴訟手続を免除される。免除の放棄は、執行の措置には及ばず、執行の措置をとるためには更なる免除の放棄が必要とされることが了解される。

第十一条

ジャマイカ政府は、ジャマイカに滞在するＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員、協力隊員、ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族の安全を確保するために、必要な措置をとる。

第十二条

1　両政府は、この協定から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

2　この協定は、両政府の書面による合意により改正することができる。